平成２１年（フ）第２６３号
鳥取県米子市皆生５丁目９番31号
債務者　山本　茂樹
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２３号
鳥取県米子市加茂町１丁目24番地、住民票上の住所鳥取県米子市錦海町１丁目６番３号
債務者　清水　文恵
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第９４８号
高知市石立町218番地８　エクセル司202号
債務者　堀見　久江
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６号
福岡県大川市大字新田699番地
債務者　龍　　和則
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
北九州市小倉北区日明４丁目２番17号
債務者　沖平　　賢
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９７号
北九州市若松区古前２丁目５番32号
債務者　湯田　弘子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１９号
福岡県田川郡福智町伊方4476番地８
債務者　安藤喜久美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１０号
福岡県田川郡福智町金田60番地１
債務者　久冨　敏子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１３号
福岡県田川市大字伊田4271番　メゾンドホリ101号
債務者　高濱　嘉昭
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１７号
福岡県田川郡川崎町大字池尻197番地
債務者　下墓　敏行
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２１７号
宮崎県西都市大字三宅2468番地１　市営三宅住宅332号
債務者　清　　恵美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江3245番地７
債務者　沓名　憲明
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４２号
宮崎市霧島３丁目79番地　加賀ビル311号、前住所宮崎市花ケ島町大原2337番地　県住１―104
債務者　田中　聖子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１９号
宮崎市太田４丁目１番12号
債務者　川野　　祥
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２６号
宮崎市大字恒久6696番地５　関山第一コーポ308号、前住所宮崎市城ケ崎２丁目７番地16ヤヨイハイツ城ケ崎303号
債務者　津曲　文子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４１号
宮崎市鶴島３丁目92番地
債務者　相澤美千子（旧姓外山）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４８号
宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅199棟10号
債務者　國澤美代子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９１号
宮崎市高岡町内山3098番地　ふじやビル203号
債務者　郡山　貴代
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係